

和歌山大学大学院経済学研究科長期履修学生規程

制 定 平成17年3月18日

法人和歌山大学規程第396号

最終改正 平成19年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第75条の2及び和歌山大学大学院経済学研究科規則第6条の4の規定に基づいて履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(長期履修期間及び在学期間)

第2条 長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、年度単位とし、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

(1) 第1年次から長期履修学生として認められる者 3年又は4年

(2) 第2年次から長期履修学生として認められる者 2年

2 長期履修学生の在学期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 第1年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が3年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められる者 5年を超えることができない

(2) 第1年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が4年の者 6年を超えることができない

(申請資格)

第3条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2年次に在学する者は、申請することができない。

(1) 職業を有する者

(2) その他研究科長が認めた者

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、別に定める長期履修申請書を次の各号に定める期間内に提出しなければならない。

(1) 新入生が第1年次の初めから希望する場合 入学前の3月1日から入学手続日まで

(2) 第1年次に在学する者が第2年次の初めから希望する場合 第1年次の2月1日から2月末日まで

(許可)

第5条 前条の申請に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める長期履修期間短縮申請書を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の2月1日から2月末日までの間に提出しなければならない。

2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限2年への短縮を含む。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が許可する。

大学院経済学研究科長期履修学生規程

(学業成績原簿への記載)

第8条 第5条及び前条の許可があった場合は、学籍管理原簿にその旨を記載する。

(授業料)

第9条 長期履修学生の授業料の額は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月18日から施行し、平成17年3月5日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第625号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。